

事例 個人情報紛失

事例

C教諭は、自宅において成績処理を行うため、校長の許可を得ずに、担任する児童の試験結果を教諭所有のUSBメモリに複写し、鞆に入れ退勤した。

帰宅途中、子供を迎えに保育園に寄った際、鞆を助手席に置いたまま保育園近くの駐車場に自家用車を駐め、3分後、自家用車に戻ったところ、助手席の窓が割られ、車内に置いてあった鞆を盗まれた。

なお、盗まれたUSBメモリには卒業生を含む過去3年間の担任児童120名分の試験結果等も記録されていた。

① 事例について、C教諭の行動にどのような問題点があったのでしょうか。

- ・
- ・
- ・

② どのような状況で個人情報の紛失は発生したのでしょうか。

- ・
- ・
- ・

③ 個人情報の紛失防止のために教職員として日ごろからどのようなことをするべきか、あるいはできるか、まとめてみましょう。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

事例研修の視点

① 事例について、C教諭の行動にどのような問題点があったのでしょうか。

- ・ 校長の許可を得ずに自己所有のUSBメモリに個人情報を複製したこと。
- ・ 使用目的の終わった個人情報をUSBメモリから消去しなかったこと。
- ・ 校長の許可を得ずに個人情報の記録されているUSBメモリを持ち出したこと。
- ・ 車を離れる際、持ち出したUSBメモリを車内に置いたままにしたこと。

② どのような状況で個人情報の紛失は発生したのでしょうか。

- ・ 車上荒らしは他人事という思い込み。
- ・ ほんの数分間、車を離れるだけだから大丈夫という甘い認識。

③ 個人情報の紛失防止のために教職員として日ごろからどのようなことをするべきか、あるいはできるか、まとめてみましょう。

- ・ 個人情報のデータを複製するときは、校長の許可を得ること。
- ・ 個人情報を校外に持ち出すときは、校長の許可を得ること。
- ・ 個人情報を校外に持ち出すときは、どこにも立ち寄らず、まっすぐ自宅へ帰ること。やむを得ず立ち寄る場合は、肌身離さず持ち歩くこと。
- ・ 校長は、個人情報のデータの複製や校外への持ち出しを許可する場合には、必ず、保管・管理の徹底について注意を促すこと。
- ・ 個人情報を紛失した場合は、児童生徒や保護者の学校に対する信頼を損なうなど、極めて重い責任を伴うことを認識する。
- ・ 使用目的の終わった個人情報は、速やかに消去し、処分すること。